

第69回四日市市都市計画審議会

1. 開催日時 令和7年11月26日（水）14：00～16：30

2. 開催場所 四日市市役所 11階 第1委員会室

3. 出席者

【委員】

(市議会議員委員)

石川委員、小田委員、平野委員、

水谷委員、村上委員、森委員

(学識経験者委員)

丸山委員、浅野委員、松本委員、豊田委員

(市民委員)

山路委員、藤田委員、前田委員

【四日市市】

都市整備部 伊藤（準）部長、嶋田計画担当部長、伊藤（勝）理事、伊藤（恒）次長

【事務局】

都市整備部

都市計画課 蟹江課長

公共交通推進室 藤田室長

計画グループ 橋本グループリーダー

内山課付主幹、杉浦主幹、東主幹

総務・まちづくり支援グループ 金子グループリーダー

後藤主幹、中山技師

4. 傍聴者 0名

5. 配布資料

- ・事項書
- ・委員名簿
- ・席次表
- ・第134号議案 四日市市都市計画マスタープラン地域・地区別構想（保々地区）について【四日市市都市計画まちづくり条例第22条に基づく付議】
- ・第134号議案 関連資料、説明資料
- ・報告事項
「四日市市都市計画マスタープラン全体構想、四日市市立地適正化計画の見直しについて」の説明資料

「四日市市都市計画マスタープラン地域・地区別構想の進捗状況について」の
説明資料

6. 審議会の内容

- ・委員15名中、13名出席 ⇒会議成立
- ・非公開に該当する内容はないため、会議公開 ⇒傍聴者 0名
- ・議事録署名人の氏名⇒松本委員、藤田委員

**第134号議案 四日市市都市計画マスタープラン地域・地区別構想（保々地区）
について【四日市市都市計画まちづくり条例第22条に基づく付議】**

《議案説明》

【事務局】

それでは、第134号議案 四日市市都市計画マスタープラン地域・地区別構想（保々地区）決定案について説明させていただきます。

最初に、都市計画マスタープランの位置づけについて説明いたします。お手元の第134号議案関連資料-1を御覧ください。

まず、赤枠で囲まれた本市の都市計画マスタープランは、黄色で示す全体構想と緑色で示す地域・地区別構想の2つから構成されています。全体構想は、市の総合計画等に即して、おおむね20年後の市の将来像等の基準となるものです。一方、本議案の地域・地区別構想は、全体構想の方針に即して、おおむね10年間の地域づくりの計画を示したもので、右側のオレンジ色で示す、地域から市に提案された地区まちづくり構想を基に市が策定いたします。この手続は、四日市市都市計画まちづくり条例に基づき、当該地区の方々と協議を行い、決定案を作成し、縦覧を行った上、その決定案について、当審議会の議を経て策定することになっており、今回議案として御審議いただくものであります。

画面のほうを御覧ください。

現在、21地区から地区まちづくり構想が市に提案され、これを基に策定する地域・地区別構想は、赤色となっている19地区で策定済みで、青枠で囲ってある今回の保々地区が20地区目となります。黄色の四郷地区につきましては、四郷地域、高花平小林町地域、笛川地域と3連合ある中で、現在四郷地域、笛川地域において検討が進められています。

それでは、保々地区都市計画マスタープラン地域・地区別構想決定案の内容について御説明いたします。

決定案の策定に当たって、保々地区まちづくり構想を推進する保々地区まちづくり構想推進委員会において議論を重ね、6回の委員会を経て、地域の皆様とつくり上げた内容となっております。議案書を御覧いただき、表紙を2枚めくっていただきまして、「はじめに」のページを御覧ください。

上段では、全体構想における考え方等を記載しております。下段では、この保々地区都市計画マスタープランが全体構想に基づくまちづくりのアクションプランとなるもの等を記載しております。

次に、右ページの目次を御覧ください。本案は、第1章、保々地区の特徴から、終わりに、保々地区のまちづくりに向けての構成となります。

続きまして、議案書1ページを御覧ください。

第1章、保々地区の特徴として、本市の北西部に位置し、地区中央を朝明川が流れ、沿岸に農地や集落が広がっております。自然や史跡等が多く残る地区であり、桜の名所である北勢中央公園付近では、地区の有志で守られている螢が舞う風景が見られ、保々西城跡などの史跡も多く残っています。

一方で、昭和58年には保々工業団地の整備が完了し、高見台、まきの木台の住宅団地整備が進み、現在は新保々工業用地の土地活用やふれあい会館跡地の医療機関の整備が進められており、地区の雇用創出や定住促進が期待されています。また、地区内には新名神高速道路、東海環状自動車道、近郊には東員インターチェンジがあるなど、広域交通の利用に恵まれた環境にあります。公共交通は、三岐鉄道三岐線が地区北東部を通り、保々駅、北勢中央公園口駅の2駅があり、通勤・通学駅として利用されています。今後、現在の良好なコミュニティを生かしながら豊かな自然を大切にしつつ、新しい科学技術を積極的に取り入れ、子供から高齢者まで、それぞれの暮らしやすさを最適化することで、みんなが自分の居場所を持ち、心も体も健康で自然に笑顔になれるまちづくりを進めることができます。

議案書2ページを御覧ください。

第2章、まちづくりの基本的方向については、保々地区まちづくり構想を踏まえており、第134号議案関連資料-2を参照願います。

保々地区まちづくり構想では、左下の黄色着色部に記載のとおり、地区の将来像を「豊

かな自然に包まれ 未来の暮らしを創出する 四日市の西玄関口「保々」と定め、構想の3本柱として、「豊かな自然の恵みを活かすまちづくり」から、「心も体も健康で暮らせるまちづくり」までの3つの地区づくりの基本目標を定めております。

議案書2ページに戻っていただきまして、この構想を踏まえまして、地域・地区別構想の基本的な方向を、「豊かな自然に包まれ 未来の暮らしを創出する 四日市の西玄関口「保々」とし、この基本的な方向を実現する3つの柱として、「豊かな自然の恵みを生かすまちづくり」、「安全・安心なまちづくり」、「暮らしやすいまちづくり」と定め、それぞれ必要な施策、事業を展開していくこととしています。

続きまして、議案書の3ページから7ページまでが第3章、保々地区のまちづくりへの取組となります。

まずは、まちづくり構想との関係について御説明いたします。再度、お手元の第134号議案関連資料-2を御覧ください。

今回策定する地域・地区別構想は、まちづくり構想から都市整備や土地利用に関する内容を抽出し、今後、おおむね10年間で必要な施策を中心に取組方針を位置づけています。例えば、資料の右側、基本施策1「北勢中央公園を中心とした、自然、歴史、文化資源の保全と活用」、実施施策1「北勢中央公園を中心として広大な自然を楽しめる健全なまちの形成」、「①運動（スポーツ）を楽しむ」につきましては、都市整備等に関する内容であるため、地域・地区別構想に記載しておりますが、基本施策3「新時代の農業ができる環境づくり」、実施施策1「農地の維持と活用」、「③農地の維持に関する調査の実施」につきましては農業分野に関する施策で、都市整備や土地利用に関する内容ではないため、地域・地区別構想には記載しておりません。

なお、このまちづくり構想については、提案時に関係部局へまちづくり構想の内容を伝えており、併せて、構想の冊子の配付も行っており、都市整備部内だけでなく、府内関係部署と情報共有を図っております。

それでは、保々地区まちづくりへの取組を御説明させていただきます。議案書の3ページへお戻りください。

各項目ごとに、地区のまちづくりの現状や課題、目標が上段の明朝体の部分で、取組の方針については、下段のゴシック体の部分で記載しております。

まず、1つ目の柱である「豊かな自然の恵みを活かすまちづくり」については、画面に表記されているとおり、2つの項目について、それぞれの取組の方針を示しています。

「(1) 北勢中央公園を中心とした自然、歴史、文化資源の保全と活用」は、地区の豊かな自然環境を守り、人々が触れ合い、健康的に生活できる地区の実現を目指すための方針、「(2) 朝明川流域の魅力ある自然環境の保全と活用」は、地域とともに、自然豊かで親しめる朝明川流域の実現を目指すための方針を記載しております。

1つ目の「北勢中央公園を中心とした自然、歴史、文化資源の保全と活用」の取組の方針については、取組の方針①北勢中央公園について、ウォーキングなど、健康増進やスポーツを楽しむ環境づくりの方策を検討、関係機関に働きかけ、以下5点、6番まで項目がございます、5点を記載しております。

続きまして、議案書3ページの下段を御覧ください。

2つ目が、「朝明川流域の魅力ある自然環境の保全と活用」の取組の方針につきましては、①朝明川の憩いの場、親水空間、河川を生かした修景づくりの実現に向け、技術的な助言や関係機関との協議などの支援、以下1点の記載をしております。

議案書の4ページを御覧ください。

次は、2つ目の柱である「安全・安心なまちづくり」となります。画面に表記されている3つの施策について、それぞれの取組の方針を示しています。

「(1) 朝明川の河川改修促進と地区内河川等の維持管理」については、朝明川などの地区内河川の治水安全度の向上を目指すための方針、「(2) 災害に強い住環境の向上」については、防災意識の向上に努め、地域とともに災害に強いまちづくりを目指すための方針、「(3) 安全な道路、歩行者空間の確保」については、地域住民が安全に移動できる道路環境の向上を目指すための方針を記載しております。

1つ目の「朝明川の河川改修促進と地区内河川等の維持管理」の取組方針については、①二級河川朝明川水系河川整備計画に基づく朝明川の早期改修及び河床しゅんせつなどの治水対策について関係機関に働きかけ、以下3点を記載しております。

議案書の4ページ下段を御覧ください。

2つ目の「災害に強い住環境の向上の取組の方針」については、①木造住宅の耐震補助制度による耐震除却支援、以下5点の施策を記載しております。

議案書5ページを御覧ください。

3つ目の「安全な道路、歩行者空間の確保」の取組の方針については、①主要地方道菰野東員線など、地区内の県管理道路における歩行空間確保など、安全対策について関係機関に働きかけ、以下2点を記載しております。

続きまして、議案書の 6 ページを御覧ください。

次は、3つ目の柱である「暮らしやすいまちづくり」となります。画面に表記されている3つの施策について、それぞれの取組の方針を示しています。

「(1)暮らしを支える地域拠点の充実と企業との連携」については、企業と行政、地区がお互いの役割を生かして良好な地区環境の形成を図っていくことを目指すための方針、「(2)空き家活用等による地域コミュニティの維持・再生」については、定住促進や高齢化対策につなげるなど、地域コミュニティの維持や地域再生を目指すための方針、「(3)公共交通の維持・利用促進」については、交通環境の向上を目指すための方針を記載しております。

議案書の 6 ページ上段を御覧ください。

1つ目の「暮らしを支える地域拠点の充実と企業との連携」の取組の方針については、①ふれあい会館跡地の公益施設（医療機関等）における開発許可制度の適切な手続等の運用、技術的な助言などの支援、以下3点を記載しております。

続きまして、議案書 6 ページの下段を御覧ください。

2つ目の「空き家活用等による地域コミュニティの維持・再生」の取組の方針については、①空き家・空き地バンクによる流通支援、以下3点を記載しております。

議案書 7 ページを御覧ください。

3つ目の「公共交通の維持・利用促進」の取組の方針については、保々駅の駅舎や駅前広場の在り方検討について、技術的な助言や鉄道事業者との協議などの支援、以下4点を記載しております。

議案書の 8 ページを御覧ください。

こちらは、先ほど説明いたしました取組の方針を一覧表にし、対象区域や実施時期を明記しています。なお、実施時期につきましては、過去の都市計画審議会で委員より具体的な時期の明記について御意見をいただいたことから、可能な限り具体的な記載としております。左側は、今回策定する保々地区都市計画マスタープランに位置づけた事業概要を記載しており、右側は、このマスタープランの記載に関する保々地区まちづくり構想の提案項目を抜粋したものを記載しております。

9 ページ、10 ページにつきましても同様な記載しております。

なお、今後これらの整備に関する予算確保に努めてまいります。

議案書の 11 ページ、構想図を御覧ください。

こちらは、各取組の方針の位置を図示しており、右下には凡例を記載しております。一例として、構想図の左上、緑色の着色で示す北勢中央公園に関する取組として、I－(1)－①につきましては、議案書3ページの取組の方針①を示しております。なお、地区全域が対象の取組については記載しておりません。

続きまして、議案書12ページを御覧ください。

第4章、マスタープランの実現に向けてでは、「4－1 多様な主体の参画と協働によるまちづくり」として、地域のまちづくり組織と市が連携した体制の構築など。また、「4－2 継続的なフォローアップ」として、プランの進行管理や継続的なフォローアップなどを取組の方針として記載しております。

議案書13ページを御覧ください。

終わりに、「保々地区のまちづくりに向けて」では、保々地区まちづくり構想や保々地区都市計画マスタープランの実現に向けて、市の商工部局など、各担当部局をはじめ、関係機関と連携し、地区に寄り添いながら取組を進める旨を記載しています。

最後に、決定案の縦覧結果についてです。関連資料－3を御覧ください。

令和7年10月1日から令和7年10月15日まで、都市計画課及び保々地区市民センターにて決定案の縦覧を行いました。縦覧者は5名、意見書の提出はありませんでした。

第134号議案 四日市市都市計画マスタープラン地域・地区別構想（保々地区）決定案についての説明は以上となります。

【会長】

どうもありがとうございました。

以前より分かりやすく表記等、努力していただいたというふうに思っております。

それでは、委員の皆様から御質問、御意見等ございましたら、挙手をして発言をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

【A委員】

6ページの暮らしやすいまちづくりのところで、新保々工業用地の事業化に向けた取組をということで、この地域・地区別構想、さっきも説明あったように、向こう20年間の大きな方向性を示すという中で、現実的に、この新保々工業用地の事業化に向かっていく中で、20年間で実現性のところについて、ある程度、話は聞くところもあるんですけど、どんな感じで、実際の実現性がどのくらいの感じであるのかというところも含めて、少し説明をもらえるとありがたいなと思います。

【四日市市】

この新保々工業用地につきましては、この9月議会の総務常任委員会で御報告させていただいています。その報告内容というのが、現在用地取得に向けて地権者と交渉を進めているところから始まって、来年度以降、設計を進めつつ、今のところ、造成工事を何とか令和11年度内に終了し、それ以降、企業が建築をしていくような手続になっていくというところで、それに沿った形で都市計画の手続も、時期を見合わせ中で調整をしていきたいというところで、その際はまた、この都市計画審議会でもお諮りをするというところになつてございます。

【A委員】

造成工事はしていくという中で、ある程度までいってなくとも、引き合わせというか、そういったところも現実にはあるという認識でいいんですかね。

【四日市市】

企業の引き合わせということでございますか。

【A委員】

具体的な話という意味ではなくて、大きな意味での確認というか、そういったところはあるのかというところがあれば教えていただきたいなど。

【四日市市】

令和6年度に公募型プロポーザルということで、この新保々工業用地の活用について、公募という形で事業者の募集を行いました。その中で2社の応募があって、確定した1社の企業のほうが、現地の測量を進めていたりということで、もう具体に事業を進めさせていただいています。土地の取得の関係で、仮登記になっている部分があって、そちらがなかなか交渉がつかないということで、今回の議会の一般議案ですが、ちょっと訴訟案件という形で上程しているというところですので、もう本当に事業化に向けた手続を進めているという御認識をいただければというふうに思います。

【F委員】

今回、保々地区から地域・地区別構想が出てきて議案として提出されているんですけど、これ、最初に出てきた地域から言うと、もう15年ぐらいたっているわけですね。その15年ぐらいたっているということは、かなり以前につくられた計画があって、四日市の中でそれぐらい差が出てきておるわけですわ。地域によって、15年前に立てた計画と今の計画とは、かなり四日市全体としてはずれが出ておるところがあると思うんで

すけど、その辺の整合性というのはどう図っていくんですかね。

【会長】

1つは、私の認識だと、2年ぐらい前から、過去のものを毎回出すような形をしながら全体の調整を図っていくというふうに会長としては認識しておりますが、事務局のほうから回答願います。

【事務局】

最初は橋北地区というところで、10年以上前にもう策定したという状況になってまいります。当時の社会情勢と今の状況というのはもちろん違うと思いますが、そもそもこの地域・地区別構想をつくるに当たりましては、まちづくり構想という地区的計画をまずつくっていただく必要があるというところで、地域がまちづくりの検討組織を設立し、取り組んでいただこうという形で、その団体を設立し、地区まちづくり構想を策定した地区から順にこれまで地域・地区別構想の策定に取りかかってきたという状況でございます。

やはり、10年以上を経過する地区が8地区ほどあり、今回保々地区を策定しますと、地区まちづくり構想を直近で御提案いただきまして、すぐに地域・地区別構想の策定に取りかかる必要がある地区もとなってまいりましたので、委員の意見にありましたように、10年経過した地区におきましては、こちらから地域のほうにもお声がけをしながら、地域のまちづくり組織の体制や状況も踏まえながら、見直しや検証、そういったことを今後やっていきたいというふうに考えております。

【会長】

2、3年前から委員会で各地区の地域・地区別構想の進捗状況を報告するようにしていますよね。

【事務局】

本日の審議会で、その他報告2として、進捗状況の説明をさせていただきます。

【F委員】

ありがとうございます。それと、今回、保々地区がようやく出てきたと思うんですけども、何か引っかかったことがあって策定が遅れたのか、それが解決して今に至っているのか、何かきっかけがあったのか。

【事務局】

地区からお伺いした内容となります、保々地区におきましては、新名神高速道路の建設や新保々工業用地の事業など、地域が取り組む調整事というのが多くあったというふう

に聞いておりまして、これらの一定の目途が立たないことには保々地区全体のまちづくりも考えられないということから、新保々工業用地であったり新名神高速道路、こういった事業の見通しが一段落したタイミングでまちづくりに取りかかろうということを契機に進められたというふうに認識しております。

【B委員】

先ほどの説明の中に、8名のまちづくり委員会のメンバーによってというような説明があったかと思うんですけども、構成員について、どういった所属、自治会であるとか学校関係者であるとか、また男女比が分かりましたら教えていただけますでしょうか。

【事務局】

委員数といたしましては26名になります。どのような団体に所属している方かというところにつきましては、まず、連合自治会長さんに会長を務めていただいております。それ以外にも、民生委員であったり、社会福祉協議会、地区の自然に親しむ会などの地域団体、あとは小中学校運営協議会など、地区のまちづくりに幅広く関わっていただいている方、そういった職に就かれている方と、あとは地区全体のまちづくりの計画になりますので、各町から少なくとも1名ずつご出席いただき、委員を構成していただいているという状況になります。

全体委員数26名に対して女性が5名ということで、女性の比率としては約2割という構成になっています。

【B委員】

ありがとうございました。この26名というのは、検討過程において、交代はあったんでしょうか。それとも、ずっと同じメンバーなんでしょうか。

【事務局】

会を立ち上げたときから策定までは同じメンバーでいこうということで、長期間にはなりますが、26名、基本的には当初から同じ方に御就任いただいたという状況になります。

【C委員】

議案書の8ページ、ちょっと説明に理解が追いついていないところがあるんですが、この8ページ、9ページ、10ページに書いてあるところのピンク色の網かけの枠の部分に書いてあることを予算要求していきますというふうに聞こえたんですけど、それで合っていますか。

【事務局】

ピンク色の右側の部分につきましては、こちらが保々地区まちづくり構想に記載されている地域が取り組む内容という形になります。この地域の取組内容を踏まえて、左側のマスターplan、白色のほうが行政計画という形になりますので、こちらの白色の都市計画マスターplanのほうの取組について、事業課と調整が進み次第、予算化に努めていくという形になります。

【C委員】

ピンク色の部分は地域で取り組むとなると、サイクリングロードの整備とかレンタサイクルの導入を地域がしていくということになるんですね。

【事務局】

こちらの表記につきまして、例えばサイクリングロード、ジョギングロードの指定と整備について、もちろん、管理者である三重県のほうに働きかけていくというようなことが取組の内容という形になります。表記のほうが大変分かりづらく、申し訳ございません。

【C委員】

その分かりづらい表記についてにもう1つ教えていただきたいんですけど、10ページの人口減少対策で、法制度の検討とあるんですけれども、法制度は国会ですよね。ここを分かりやすく説明してください。

【事務局】

こちらにつきましては、法制度の検討という言葉にはなっておるんですけども、ここに書いてあるような建物を建てる際、現状、法律で調整区域における開発許可制度の規制というのがかかっております。こちらについては、もちろん法で決められた内容でございますので、地域の方で法制度を変えることはできないんですけども、その法制度について、どういった形での活用ができるかなど、詳しく検証、検討していく、地域も自分たちで考えていくというようなことで、こういった取組を地区まちづくり構想に記載していただいたというふうに認識しております。

【C委員】

法改正に向けて何か活動するんじゃなくて、勉強会のような形と分かりました。

【事務局】

おっしゃるとおりです。

【C委員】

そうすると、この議案ですが、全体的に文章が分かりにくいところが非常に多いので、直さずにこのままいきますか。文法的にも変なところがいっぱいあるし。これは、地域から出てきた文章そのまま書いているんですか。

【会長】

まちづくり構想のところの日本語がおかしいということですか。

【C委員】

私も全部読んだわけじゃないですけれども、議案書1ページのところから読んでいても文法的にちょっと変だなというところがあるし、先ほどの表のところも言葉足らずというふうにおっしゃっていたところ、これも分かりやすく表記し直したほうがいいと思うし。ちょっと勘違いするような表記は避けたほうがいいと思う。

【事務局】

欄外のところに米印で、保々地区から市に御提案いただいたまちづくり構想のうち、地区整備に関する提案項目を抜粋したものすというところで、注釈としてはつけさせてはいただいている状況でございます。

【会長】

文章等でおかしいところがあれば、事務局のほうとしてもきちんと整理をするというような形を取っていただくことと、それから、御指摘いただいたように、これはあくまでも地元でつくられたものをそのまま抜粋してここへ載せたわけですよね。ですから、文法的なチェックも十分ではないのかもしれないし、また、変に変えてしまうと地元の趣旨と違うものになってしまふこともあったりするので、地元との確認も必要になってくるというような部分もあるので、そこは慎重に確認を取りながら、後々で結構だと私は思いますが、ここの今回の左側の承認をいただくこととはちょっと置いておいて、そのところは注意深く修正をしていただければなというふうに思いますので、また御検討のほう、よろしくお願ひいたします。そのような形で、委員、よろしいでしょうか。

【C委員】

分かりました。

【会長】

ありがとうございます。ほかに質問はありますか。

【G委員】

非常にボトムアップ的な取組で、非常に興味深く拝見させていただいたんですが、既に

かなりの地区でこの地域・地区別構想ができているということなので、地区によって内容もちょっと違うのかなと思うんですが、基本的に、ここで言っている地域・地区別構想というのは、事業概要と書いてありますが、やることを書くものなんですかね。

例えば、11ページに構想図というのがあるんですけども、これは、やる事業の場所が書いてあるものであって、例えば、何か地域の将来構造みたいなものを示すものではなかったりする、要するに中心がどこで軸がどうでみたいなそういう話でもないような気がするんですが、そういうものは全体構想の中でも書いてあるので、こちらのほうは、10年間で取り組むアクションプラン的な内容をまとめていると、そういう理解でいいんでしょうか。なかなかこれ、作るのは難しいので、ここまでまとめるのも非常に大変だというのは重々承知の上で、位置づけがどういうふうになっているのかなということだけちょっと確認させていただきたいなと思ってお伺いしました。

【事務局】

委員におっしゃっていただきましたとおり、その地域の土地利用であったり、大きな方向性、ゾーニングというのはもちろん全体構想、どちらのほうで一定の方針というのを示した中での具体的な施策、取組というところをこの地域・地区別構想に記載させていただいているというところになります。

【G委員】

分かりました。アクションプラン的な内容をまとめたものが地域・地区別構想だと、そういう理解でいいわけですね。

【事務局】

おっしゃるとおりです。

【D委員】

7ページの取組の方針のところで1つ確認したいんですけども、デマンドタクシーの活用というところで、これ以外にも何か対応みたいなのを考えられていることはありますか。

【事務局】

現在は、この交通空白地域における対策ということで、当課の公共交通推進室でデマンドタクシーの取組を進めておりますので、現時点ではデマンドタクシーを活用いただくことを想定して、地区に対しても説明を行い、記載させていただいたという状況でございます。

【D委員】

ありがとうございます。あと、その上段の空き家の流通のところで、空き家バンクの登録をこれからしていくのか、今の時点でもう何件かこれが進んでいるのかだけ、少し教えてください。

【事務局】

空き家バンクにつきましては、令和7年10月末時点で、登録実績といたしまして、市内全域で空き家が68件、空き地が66件の登録があるというところでございます。うち、保々地区の登録実績といたしましては、空き家が1件、空き地が3件、合計4件の登録があるというところで、市内全域に対して、保々地区につきましては、少し登録実績が少ないのでかなというふうな認識を持っております。

地域の方も、この地区マスタープランの策定を通して地域と情報も共有させていただいだり、もう少し空き家対策をしっかりと推進していきたいというところで、こういった取組の位置づけにもつながっておりますし、あとは、その地域で、よってこカフェという、保々地区市民センターで、少しお食事であったりお菓子をつくるような、地域のそういったサロンといいますか、取組がございまして、例えばそういったものも、今後空き家を活用してできるよねというような御意見などもございましたので、いろいろな取組と空き家活用というのを結びつけて、保々地区、今後10年、空き家活用のほうの推進をしていきたいというふうに考えております。

【D委員】

ありがとうございます。子育て世代のよってこカフェさんが本当に一生懸命、今、地域で高齢者の方、子供も全ての方を受け入れて皆さんの居場所をつくっていただいているので、そこに関しては期待しております。

それと、その空き家のことなんですけども、やはり新しい企業が入ってくると、そこの近くに住みたいという方も出てくると思うんですけども、空き家以外にも、何か新しい場所に住まれる対策というのは、ちょっと探しなかつたんですけど、教えていただいてもいいですか。

【事務局】

居住関係の施策といたしまして、議案書6ページの上段、取組の方針②に、「保々駅や北勢中央公園口駅の周辺において、市街化調整区域であっても一定の居住を許容する土地利用制度の検討を進めます」という記載がございます。こちらについては、市街化調整区

域は、農村集落等の維持ということで、農家の関係の方の住宅などが原則となっていますが、平成28年に、市外等の方でも一定の要件のもと新しく住宅を建てられるというような規制緩和、条例改正も行ってはおるんですけども、加えて、保々駅であったり、駅周辺の土地利用というところについても、今現在、居住ができるような、場合によっては店舗の立地も含めた土地利用ができるような制度の検討を当課のほうで進めていきたいと考えております、そういう旨の記載を入れさせていただきました。

【D委員】

ありがとうございます。新しい住宅地ができるといいなとも思うんですけども、自然が保々はすごく豊かで、螢がこの四日市市内でもかなり少なくなっている中で頑張って続けていただいているので、そういう自然のことも含めいろいろ進めさせていただきたいと思います。

【会長】

他に質問はありますか。

【H委員】

基本的には、こういうボトムアップ型の都市計画ってすごくいいなと思っていますし、こういった形で地域の方々が自らの都市を考えていくという、こういう都市計画が進むといいなと思っています。

そんな中で、幾つか懸念というか質問も含めてありますが、まず1つ目ですが、この保々地区のまちづくりの基本方針が、「豊かな自然に包まれ 未来の暮らしを創出する四日市の西玄関口」と書かれていますよね。議案書2ページ。この西玄関口ってすごく特徴的ですが、取組を見ると、西玄関口に対する取組はないように思うのですが、これはいかがでしょうか。

【事務局】

こちらの将来像というのは、保々地区まちづくり構想で地域の皆さんが考えられた将来像と同じフレーズを私どものほうのマスタープランでも採用させていただいたというところでございます。西玄関口というのが、東員インターチェンジなど広域道路も周辺に整備されているというところで、本市の西側から来た方が最初に入る玄関口ということで、地域の方はどうしてもこの名前を入れたいという強い思いがございましたので、この言葉を採用させていただいたという状況でございます。

この西玄関口に関する直接的な施策というよりは、西玄関口としてそういう方々を迎

え入れられるよう、地域の方も、地域コミュニティ維持、もしくはもっと盛り上げていこうよというようなことで、関係する取組として、新保々工業用地の整備に関する取り組みなど、様々な行政の施策をマスタープランのほうに盛り込ませていただいたというところでございます。

【H委員】

地域の方々が西玄関口となりたいという思いを酌んで、それを地域・地区別構想の将来構造としてマスタープランに入れるのであれば、やっぱり市としても西玄関口にふさわしい取組を入れるべきじゃないですか。意見とさせていただきます。西玄関口に育て上げてあげればいいなと思いますよ。まして、こういう位置づけがあるのであればと思っていまます。これは意見とさせてもらいます。

それから、2点目ですが、市街地部と周辺部の関係を考えたときに、切っても切れない縁というか関係があると思っています。それは、上流側のいわゆる防災対策というのか、無秩序な開発を防ぐというのは、それは市街地側を守るということにもつながると思うんですね。そういう意味で、安全・安心なまちづくりのところを見ますと、基本的には防災対策ということで書いていただきしておりますが、これは保々地区の方々に対する取組であるとともに、下流側に対する取組でもあると思っていますが、そういう位置づけが必ずしも明記されていないなという感じがしたのですが、その辺はいかがでしょうか。

【事務局】

議案書4ページ、災害に強い住環境の向上に関する取り組みとして、幾つか本市の支援策といいますか、補助金等のメニューを書かせていただきしております、委員におっしゃっていただいたように、まず、この保々地区の中でしっかりとこういった補助金などを活用していただきながら、防災等の対策、取組に努めていただきたいというふうに考えております。

【H委員】

いや、そうなのですが、それは例えば保水能力を高めるとか、あるいは樹木の伐採、維持管理というのは、下流側の災害を防ぐということにもつながると思っています。逆に、下流側の人たちはそれを認識していただきたいし、上流側の人たちはそういう意識も持つて自分たちの自然を維持管理してもらうという意味合いもあると思います。何かそういう文脈がどこにも表れていないので、そこはしっかり書いてはいかがかと思ったのですが。あるいは、全体の方でそういうことが書かれて触れられているのであればそれで結構です

が。

【事務局】

議案書4ページ、安全・安心なまちづくりということで、御意見をいただきました。安全・安心なまちづくり、保々地区では、当然、河川整備というのがやっぱり中心になってまいります。地区の中で一番大きい河川が、三重県が管理している朝明川になってまいります。朝明川は、平成20年度後半に県が河川整備計画を立て、河川整備は少々時間がかかりますので、30年間ぐらいかけて下流からずっと整備してくるという中で、昨年度の時点でまだ川越町エリアを整備しておりましたので、今回作らせていただいた、このマスタートップランの10年間で保々地区までたどり着くというのはなかなか難しいかもわかりませんけども、この取組の方針のところで、朝明川の早期改修及び河床しゅんせつなどの治水対策について、引き続き地域とともに、関係機関である三重県と一緒に働きかけていくということ。

それからもう1つ、その下の②の横手橋付近の護岸、これは護岸がちょっと傷んでおるというところもありまして、河川整備計画とは別で、維持修繕として早期改修を地域とともに三重県に働きかけるということで、この辺は三重県の河川、朝明川の整備として書いています。

それから、その下③で、準用河川、これは市の河川になってまいりますけども、古城川と名前川などの河川があり、これらにつきましては、整備というよりも土砂がたまったり樹木が繁茂してということになりますので、引き続き、河積の面積、断面を確保するため適切な維持管理に努めるということで、こういったことで、河川の整備、維持管理につきまして盛り込んでおるという状況でございます。

【H委員】

言われていることはそのとおりで、10年間でやれることなので、書き過ぎる必要もないと思いますが、位置づけとして、保々地区の方々のこういった取組が実は市全体にも関係するよというところを示してはいかがですかという意味です。とはいって、それはまた別の機会で。これ、すごく大事だと思うんですね、市街地ばかり開発が進んで、場合によつては周辺のほうは少し置いていかれているような気もして、実はそうではなくて、周辺の方々にもいろんな取組が行われていくのだけれども、それは実は、そこで行われている取組は市街地の方々にも大きな影響があるんだと、お互いが関係しているんだという、そういう関係が分かるような形にしてもらうといいなと思ったので。ただ、恐らくそれはここ

だけの問題ではないので、また次の段階で見直すことがあれば、そのような色も出してもらえればと思います。

【事務局】

補足として、市域全体としましては、この保々地区都市計画マスタープランの上位になる都市計画マスタープラン全体構想のところで安全・安心なまちづくりの基本方針として、浸水対応力の向上や治水関係の項目を全体構想で盛り込んでおりますので、それが市全体の考え方ということになりますので、また後ほど報告事項のところで御説明のほうをさせていただきます。よろしくお願ひします。

【H委員】

それで結構だと思います。そうすると、実は、こういう上流部の集落維持というのは非常に重要になってくるんですよ。そこに拠点などを位置づけながら住み続けられる環境をつくっていくと。そして、同時に自然環境の維持管理をしていただく、あるいは河川の維持管理、森林の維持管理をしていただくと、そういう形になると思うんですよね。そのときに、人口減少だからもう要らないだろうと、中山間地域、あるいは周辺のほうに人が住まなくともいいだるうみたいな無謀の話は出てこなくなると思うんですよね。そういう意味であります。

続きまして、先ほども話題にありましたが、地域・地区別構想と地区まちづくり構想、これらに位置づけた事業の関係をちょっとお聞きしたいのですが、先ほど抜粋というお話がありましたが、どんなフィルターをかけて抜粋されているんですかね。

【事務局】

抜粋という表記につきましては、まちづくり構想から文章を抜粋しておりますが、原文等が長文になる場合、文章をちょっと要約して、体言止め等々で整理させていただいているというところでございます。

【H委員】

私は一部の項目だけを取り上げてここに示したと、そういう意味だと思ったのですが、表現を抜粋したという意味ですか。

【事務局】

表現も、ちょっと長文なので、短くしているというのと、委員のご意見のとおり、ほかにも様々な取組はあるものの、今回のマスタープランに關係ある記載内容だけここに抜粋して記載したというところはもちろんございます。

【H委員】

まず、1点目の表現の抜粋に関しては、先ほど御意見がありましたが、問題のある表現もあったと思いますので、そこは私も見直してもらったほうがいいような気はいたしましたので、抜粋の仕方に問題はあったかなと思います。それは御確認いただいたほうがいいと思っております。

それから2点目の項目の抜粋に関しては、関係があるものを抜粋というのですが、その関係があるという線引きはどのようにされたんですか。

【事務局】

地域・地区別構想は、土地利用や都市施設等に関する取組を記載するというところになりますので、例えば、先ほども御説明しましたような農業だと、そういったものの記載というのではなくには載せていないというところになります。

【H委員】

その辺の妥当性というか、その抜粂がふさわしいのかどうなのかというチェックをどのように働かせているんですか。今、農業の話がありましたが、最近、農業とともに第6次農業ということで、都市計画、土地利用を緩和しながら、そこで第6次農業ができるよう緩和というのもあると思うんですよね。農業だから全く無関係だというわけでもないと思うのですが、もちろん、全然関係ない農業だったかもしれません、そういう意味で、どういう形の線引きをしたのか、そのチェックはどうされているんですかね。逆に言うと、地域の方々が、何で都市マスに書かなかつたんだと言われるというようなことはないですか。

【事務局】

もちろん、地域の方々に確認をいただいて、最終的にこの決定案という形で調整はさせていただいているというところと、農業に関しても、委員のご意見のとおり、もちろん都市整備の分野に関係することもあるのですが、例えば先ほどの御説明の中で紹介したようなアンケートを取るとか、そういったものは都市整備部が実施する取組に入れるような内容ではないということは、記載していないというところでございます。

【H委員】

分かりました。基本的には事務局で選別しながら、その結果を地域の方々に確認いただいているということでよろしいですね。

【事務局】

そうですね。不足等があれば、地域の方から御意見をいただいて検討するというような会議を繰り返してきたというところになります。

【H委員】

分かりました。それと、地域の方々の御要望、あるいは、このまちづくり構想に書かれているものの、市全体のマスタープラン全体構想とは整合しないような項目があると思うのですが、いわゆるまちづくり構想に書いたもの全てがこの都市計画マスタープラン地域・地区別構想のほうに入らないという可能性もありますが、その辺はどういうふうに扱われていますか。

【事務局】

全体構想等の方針に即した事業というのももちろん記載はありますが、そこに具体的な記載がないような取組、整備内容等につきましては、関係する事業課等と調整を行い、事業として今後実施する予定があるのかどうか、事業化の余地があるのか、そういういたところを各課、部内において検討して記載をしたというところでございます。

【H委員】

そうすると、地区で要望しながら落ちていったようなものはないのですか。そもそも、地区まちづくり構想を策定する段階でその辺の調整は済んでいるということでよろしいですか。

【事務局】

そうですね、落ちていった事業はないというところでございます。

【H委員】

事前に十分調整された形でのまちづくり構想ということですね。

【事務局】

そうです。

【H委員】

ボトムアップ型とは言いながら、かなり行政も介入しながらつくってきたということですね。

【事務局】

はい、そうです。

【H委員】

なるほど、そういうやり方はそれで結構だと思います。あと、ちょっと気になるのは、

こういう地域・地区別構想を策定する際、隣接する地区との調整ですが、その辺は何か調整する機構はあるのでしょうか。

【事務局】

隣接地区との調整でございますが、基本的にはまちづくりの組織というものが各地区にはございますので、まちづくり関係団体との調整であったり、もしくは、このようなまちづくりについては連合自治会にも関わっていただいているので、連合自治会同士の調整というところで、保々地区におきましては、例えば隣の下野地区など、密接に連絡を取り合っていただいて御調整いただいておるというようなこともお伺いしておりましたので、そういった横の地区との連携というところは、引き続き今後も図っていただきたいというふうに考えております。

【H委員】

なるほど、特に協会なんかで何か取組が位置づけられているところは調整がされているという理解でいいですね。

【事務局】

はい。隣接地区と一緒にやるというような取組というのは、今回の記載にはあまりなかったのかなというふうな認識は持っておりますが、そういった体制で取り組めると認識しております。

【H委員】

了解です。最後ですが、先ほどの話で、いわゆる市街化調整区域でも、駅周辺なんかは一定の居住を許容する土地利用制度の検討を進めますみたいなことが書かれてはいますが、最後の構想図のところには位置づけられていないないように思うんですが、それは全体構想のほうで位置づけられているということでしょうか。あるいは、抽象的な表現で、駅周辺であればそういうのを認めていこうということなのでしょうか。

【事務局】

構想図ですが、保々駅と北勢中央公園口駅におきまして、アルファベット数字でⅢ－（1）－②という記載がございます。こちらが取組箇所を示しているということになります。

【H委員】

なるほど。これに加えて、いわゆる維持すべき農村集落というのではないですね。要は、地区拠点みたいな形ですかね。市街化区域の拠点とは違うのですが、市街化調整区域

における農村集落拠点みたいなもの、先ほど言いましたように、農地の維持管理や、もちろん営農も含めてなのですが、あるいは里山の管理とか、そういうものを担っていただく方々の生活拠点というのは位置づけはないということですか。

【事務局】

そちらについても、議案書の6ページの（1）暮らしを支えるというほうの取組の方針の③で既存集落という言葉で、委員のご意見のとおり、これが農村集落というところを指しておりますが、農村集落は一定の集落として把握しておりますが、この構想図には集落の位置は落としていないというところにはなります。

【H委員】

それは、今の段階では計画に位置づけるような形ではなくて、そういう手法が活用できて支援します、可能性だけは残しておくということですか。

【事務局】

そうですね。地域の方と既存集落の位置を記載する調整はしていませんでした。

【H委員】

そこまでは、まちづくり構想の中では地区とは話ができてなかつたということですね。

【事務局】

そうですね、そこまでの話には至っていなかつたというところでございます。

【H委員】

恐らくですが、これだけ人口が減っている中で、市街化調整区域の全ての集落の維持はかなり厳しい時代が来るなと思うので、どこかで何かの線引きは必要だなと思いますが、今後10年ということではないと思いますので、将来の課題ということで提案させてもらいたいと思います。

【会長】

ありがとうございました。課題が残ったままかもしれませんけれども、また今後の役に立てるよう検討いただきたいと。それから、以前は、地区まちづくり構想も議案関係資料として全部出していましたよね。分かりやすいように併記するような形を取ったけど、ちょっとそれが裏目に出てしまっているというところでございますので、今、お話を聞いていく限り、地区まちづくり構想はページ数が多く、資料が多くなりますが、やはり議案の参考資料として準備しあわいたほうが、分かりやすいのかもしれないという気がしますので、

またこれは少し検討していただきて、どちらのほうがいいか含めて、確かに抜粋してしまうと意図が入ってしまうことも確かなので、書かれていない部分はどうなっているんだということになりますので、そこは今後の会議の進め方も含めて検討いただきたいなというふうに思います。

ほかに、今の関連も含めて何か御意見がありましたらお願ひしたいと思いますが、いかがでしようか。

【D委員】

8ページの保々地区都市計画マスタープランの中に、⑤番の地区内の桜並木の健全度に関する記載があると思うのですが、このまちづくり構想の中で、桜並木のことがどこで分かれますか。地域・地区別構想には桜並木の樹木医の派遣協力を行うということが書かれていますが、地区まちづくり構想に記載は、竹や木などの里山由来資源の活用の促進の部分にこの樹木医の派遣協力をを行うということにつながっているということでおろしかったですか。

【事務局】

地区まちづくり構想に直接的な桜という記載はないのですが、朝明川流域のほうでまちづくり構想には記載がございまして、8ページの右側のピンク色の部分の真ん中、「朝明川河川環境の整備」という項目がございます。こちらの上から3つ目の「彼岸花、水仙などの河川敷及び沿岸の緑化の推進」という記載がございまして、保々小学校の東側に少し桜並木が広がっておりますが、その辺りもこここの表現の中に地域の取組としては包括されており、その桜並木につきましては、この地域・地区別構想の協議の中で、地区としては、それ以外にも北勢中央公園の桜や、ため池にも桜がございまして、北勢中央公園の取組の1つとして項目の中には入れさせていただいたということです。

【D委員】

ありがとうございます。やはり、抜粋し過ぎていて、どっちがどっちでというのがちょっと分かりにくかったなというところと、桜の健全度を確認するために樹木医の派遣協力をを行うということはすごくいいことだと思うので、進めていただきたいなと思いました。

【I委員】

11ページの構想図を見ていただくと、皆さん一目瞭然で分かるかと思いますけど、大半が農地なんですよね。この地区、農地に関する地域計画もしっかりと立てております。地域計画を開示したのが今年の4月1日からになっておりますが、お聞きしたところ、農業

関係者等が入っていないような感じなんんですけど、農業の地域計画と、このまちづくり構想を踏まえた地域・地区別構想とのすり合わせというか、今、農業も高齢化でごく人手不足になっているんですよ。私たち、話題に上ることが、農地はしっかり管理します。耕作放棄地も山の中ではできているかとは思いますけど、今までの農業者が責任感を持って、公共の水路、道路周りの除草作業等々を無償でやっていたわけですよね。今後、地域・地区別構想ができたときに、農業者も減ってきて、もうそこまで手が回らんと。公共の除草作業等々はどこがやってくれんのやという話がもう会議をする毎に出ているんですよ。公共の土地を今まで農業者が責任を持って守っていたわけなんですけど、その辺も少しちょっと考えていただいて、政策も進めていただきたいなというのが私の感想です。

【事務局】

今委員のおっしゃっていただいた農業関係のところなんんですけど、まず、地域・地区別構想の策定に関する協議の中に、もちろん農業委員の方にも入っていただいております。農業委員の方からも御意見をいただきており、ご意見にあったように、人・農地プランという農業の地域計画ということで、協議の中で話はあったという状況でございます。やはり、計画が2つあることで混同されていたことから、人・農地プランで地域計画を進めている取組は、もちろんそれはそれで施策としてやっていただきたいというところで、農業に関して、人・農地プランのほうで推進していくことで、調整があったというところを報告させていただき、委員のご意見にありました現状、課題というところは、地区と連携してしっかりとやっていくところかなというふうに考えております。

【会長】

ありがとうございます。今後とも、ぜひ、地域と行政ですり合わせをしていただいて農地を守っていただきますよう、よろしくお願ひいたします。また、今後も農業サイドとの調整も含めて事業の実施を進めていただければというふうに思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。ほかによろしいでしょうか。

それでは、課題もありましたが、今後、調整していただくということも含めて、この第134号議案につきまして、採決入りたいと思います。

本議案について、原案どおり可決するということで異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【会長】

ありがとうございます。

それでは、この134号議案、審議は終了といたします。どうもありがとうございます。

【H委員】

ちょっとよろしいですか。

【会長】

はい、どうぞ。

【H委員】

抜粋の部分はどうされますか。このままでいくということでしょうか。

【会長】

抜粋のほうは、私の方から一応確認をお願いいたしました。必要であれば、修正した原本を委員のほうに配付していただくとか、そういう方法で対応していきたいのと、今後の未策定地区の地域・地区別構想つきましては、場合によっては、事務局にお任せしましたが、抜粋はやめるということも1つの方法かなと思いますので、今回につきましては、必要であれば、事務局お預かりという形にしたいのですが。

【H委員】

会長一任で全然構わないと思っていますが、例えば、先ほど御指摘があった法制度の検討というのは、これはちょっと書き方としてまずいと思います。せめてこれ、制度の検討だと思います。だから、ちょっとまずい表記は直すべきだと思いますので、それは事務局で確認いただいて、あとはもう会長一任でよろしいかと思いますが、ちょっとその辺の方向だけ、確認をいただくとよろしいかと思いますが。

【会長】

承知しました。それでは、確かに法制度については検討していただき、制度の改正、例えば地域での条例等での対応は可能だとか、いろんな方法はあろうかと思います。制度的にどのように対応するかということも含めて意見を出していただきたい。そしてまた、場合によっては、委員の皆様に、修正案をメール等で発信するだとか。私のほうで確認を取らせていただきます。それで承認させていただきたいと思いますので、よろしいですか、そういう進め方で。

【H委員】

委員の皆様にも確認してください。

【会長】

諮らせてもらいます。委員の皆様、会長一任で、私が事務局の修正内容を確認し、メールで報告させていただく形でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【採決】

第134号議案 全員一致で原案を一部修正の上、可決

その他報告事項

- ・四日市市都市計画マスターplan全体構想及び四日市市立地適正化計画の見直しについて
- ・四日市市都市計画マスターplan地域・地区別構想の進捗状況について

【会長】

続いて、報告事項2件、一括で説明をお願いいたします。

【事務局】 それでは、都市計画マスターplan全体構想及び立地適正化計画の見直しにつきまして、説明させていただきます。

まず、事前配付しております、表紙に報告事項①と書いた資料のほうを御覧ください。

まず、右下のページ数、105分の1ページになります。よろしいですかね、ちょっと分厚い資料になりますけれども。今回の説明につきましては、右下のページ番号のほうで説明させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、まず1) 前回の都市計画審議会以降の経緯ということで、前回、7月30日に第68回の都市計画審議会を開催させていただきまして、見直し素案という形でお示しをさせていただきました。その後、8月1日から9月30日にかけまして、見直し素案の24地区市民センター説明会をさせていただきまして、並行して、関係機関・関係団体等への意見聴取を進めてまいりました。そこで出た意見などを踏まえまして見直し案を用意しまして、今度は、学識者の方への意見聴取ということで10月から11月にかけて実施をしまして、最終の見直し案を作成してまいりました。

今後、この12月12日から1月9日にかけてパブリックコメントを見直し案をもって実施させていただこうと思っておりますけれども、今回の都市計画審議会につきましては、この見直し案についての説明をさせていただきたいというところでございます。

続いて、2)の24地区市民センター説明会についてというところで、表に記載のとおり、各地区市民センターにて説明会を開催させていただきまして、平日夜間に開催させていただきましたけれども、合計262名の方に御参加をいただきました。種々御意見をいただくとともに、市のほうで考え方を説明するなどしてディスカッションをしてまいったところでございます。

続いて、2ページを御覧ください。

3) 関係機関・関係団体への意見聴取ということで、24地区市民センター説明会と並行して、国や三重県の関係機関、また、土地利用、都市基盤施設整備などに関連する関係団体の方々に意見聴取を行ってまいりました。具体的な機関等々は、表のとおりとなっております。

続いて、ページ下部4)の学識者への意見聴取ということで、説明会ですとか意見聴取というものを踏まえて見直し案を作成しまして学識者の皆様に意見聴取を行ってまいりました。聴取した学識者の皆様の概要につきましても、この表のとおりとなっております。

こうした経緯を経て、今回見直し案を作成してまいりましたので、今後、見直し案という形で、パブリックコメントを12月12日より実施してまいります。

続いて、3ページを御覧ください。

ここから、都市計画マスタープラン全体構想の見直し案、そして、29ページからが立地適正化計画の見直し案というものを添付させていただいております。ただ、ちょっとボリュームも多いものですから、ちょっと別の資料にて説明をさせていただこうと思います。

関連資料のほうを御覧いただけますでしょうか。報告事項①、真ん中に関連資料と書いた資料でございます。どういった意見があったかということを主な意見ということで紹介させていただきたいと思います。

まず、こちらの都市計画マスタープラン全体構想の構成順にどういった御意見があつたかというものを記載しております。各意見の先頭に記号がございます。黒丸が市民関連の意見、白抜きの四角が学識者関連の意見、黒の三角が関係機関、関係団体の関連ということで、大まかにですけれども表しております。

代表的なものを紹介させていただきますと、まず、3のまちづくりの基本的な考え方の中で、4番、土地利用規制、風致地区等の自然災害防止のための土地利用規制の記載を提案するといった御意見がございました。

続いて、4、土地利用の基本方針の中で、6番、先ほどちょっと話題もございましたけれども、空き家対策、この辺りをどのようにやっていくのかといったところの御意見がございました。

また、9番、中心市街地にばかり投資がされているのではないかといった御意見、これはいろんな地区もある中で、こういった御意見もいただいたというところでございます。

続いて、2ページを御覧ください。

2ページの一番上、13番になりますけれども、市街化調整区域というのもある中で、そういったところの土地利用をどうしていくのかといった御意見なんかもございました。

また、5番の都市基盤施設整備の基本方針の中の23番、道路整備に関連しまして、渋滞対策をしっかりと進めてほしいといったところですとか、また、都市計画道路の整備といったところの御意見。

また、24番のほうでは、公共交通ネットワークに関しまして、郊外部や高齢者の移動手段の確保というものを進めていってほしいといったような御意見をいただいております。

さらに、26番になりますけれども、冒頭、会長のほうからも触れていただきました9月の豪雨、こういったところに関連して、排水処理施設の記載もございます中で、こういった集中豪雨を受けて、対策などをちょっと言及していってもいいのではないかといった御意見がございました。

続いて、3ページを御覧ください。

6の自然や緑の保全・創出の基本方針といったところでは、31番、32番、メガソーラーといったところで、意見をいただいたと。立地を抑制していくのを、望むようなお声というものがございました。

また、7番、安全・安心なまちづくりの基本方針では、34番、35番になりますけれども、先ほどの排水処理施設のほうでもそうですし、安全・安心というところでも、やはり想定を超えたような大雨というものに対してどういった対策をしていくのか必要があるのではないかといった御意見がございました。

また、一番下、その他の中で一番下になりますけれども、43番、やはり専門的な文言というところも多い中で、ちょっと分かりにくいというような御意見もいただいたというところもございます。

続きまして、4ページになります。

ここから立地適正化計画になりますけれども、主なものとしまして、第4章の都市機能誘導区域のところで、6番、都市機能誘導区域の設定なんかの御意見なんかもいただいております。

また、今回新たに追加をしております防災指針といっていたところで、次のページ、5ページになりますけれども、18番、防災まちづくりの取組方針というのがございますけれども、記載の順番を少し変えたほうがよりいいのではないかといった御意見をいただきたりしております。

また、22番になりますけれども、もともと立地適正化計画の中に洪水や高潮は事前に予測可能というような記載をしておりましたけれども、それよりも、そういったところで、事前予測が困難な場合もあるといったことを分かるように市民の方に示していったほうがいいのではないかといったような御意見もございました。

主な意見につきまして、まだほかにもあるんですけども、以上とさせていただきます。

続きまして、これらの意見を踏まえまして作成した見直し案につきまして説明をさせていただきます。

当日配付させていただきましたA3の、右肩に第69回四日市市都市計画審議会その他報告①関連資料-2と書いた資料を御覧ください。

こちらは新旧対照表になります。次ページ以降、右側が旧の現行計画、左側が新の見直し案を示しております。

見直し案につきましては、表紙にございますように、現行計画から変更及び追記した箇所は黒の下線で表記をしておりまして、その後、見直し素案説明会ですとか意見聴取なんかを踏まえて変更または追記した箇所なんかは赤字・赤下線で表記をしております。なお、主に記載内容の修正ですか、新たに追記した箇所を記載しております、文章や図表の時点更新ですか文言の修正箇所など、軽易なものはこの新旧対照表からは省略しておりますところでございます。

それでは、変更箇所につきまして、主要なものをまた抜粋して説明をさせていただこうと思います。

まず、右下のページ番号2ページ、上段、2、策定の背景というところで、先ほど紹介しましたメガソーラーの意見なんかもいただいた中で、やはり環境対策というのも環境部のほうでいろいろ取り組んでおりますけれども、都市側でもそういったところ、必要に

なってくるのではないかというところで、カーボンニュートラルですかＳＤＧｓといった視点を文章に盛り込ませていただいております。

続いて、3ページの中段になります。

まちづくりの基本的な考え方の（5）安全・安心なまちづくりといったところで、これの4ポツ目、見直し素案では、ハード・ソフト両面の対策をしっかりと進めていくというような書き方をしておったんですけれども、やはり防災指針の考え方も踏まえて、まずはハード対策をしっかりと進めていく、推進していくといったところで、そうした中でハード対策だけでは対応し切れない災害リスクにつきまして、そういういたリスクの周知、また自助・共助を促すような取組をはじめとしたソフト対策を進めていくといった旨の記載に見直しをしております。

続きまして、4ページになります。

こちら、上段と中段、いろいろ絵があると思いますけれども、もともとマスタープランの中で、中段の右側を見ていただきますと、市街化区域の土地利用、市街化調整区域の土地利用で凡例を文章の中に載せておったんですけれども、これが何なのか分かりにくいというような御意見もいただきましたので、左側の新のほうにお示ししておりますように、凡例、どういったものを示しているのかということをこちらで表しています。文言を足したり凡例を足したりというところで、なるべく皆さんに分かっていただけるような形での修正を今回しております。

続きまして、7ページになります。

こちらの上段、都市基盤施設整備の基本方針の（1）交通施設というところで、もともと、前回お示しした見直し素案で、交通ネットワークに係る記載の強化などを全体を通して見直しを進めておりました。そうした中で、意見聴取の中で県のほうから連携して進めていくのが大事だといった御意見もありましたので、この4ポツ目のほうに、道路の整備に関して、各関係機関と連携しながら、これは国・県などとしっかりとやっていくというところで文言を追記しております。

また、7ページの下段になります都市基盤施設整備の基本方針の（2）排水処理施設といったところで、9月の集中豪雨等を受けまして、雨水排水対策をしっかりと迅速に進めていく、やはりもう一歩踏み込んだ記載というのも必要かなというところで、記載内容の見直しを進めております。

続きまして、8ページになります。

こちらの下段のほう、自然や緑の保全・創出の基本方針の（1）樹林地、農地、水辺空間等の保全というところです。素案では、メガソーラーの立地に関する樹林地農地の課題や対応方針というものを位置づけておりましたけれども、関係部局、関係機関と連携しながら取り組んでいくという記載はもともと書いていこうというところでしたけれども、やはり都市整備部としても景観計画をしっかりと運用しながらやっておりますので、その辺り、都市整備部の取組というものを入れていこうということで、「景観計画の運用を継続しながら」という文言を追記しております。

続いて9ページになります。

安全・安心なまちづくりの基本方針のところで、まず、（1）の災害リスクを踏まえたまちづくりのところでは、ハード対策、ソフト対策、先ほどの内容となりますけれども、こちらの記載内容を見直すとともに、（3）の浸水対応力の向上といったところで、先ほど保々地区の中でも御意見ありましたけれども、この流域関連の関係者が共同して河川改修または下水道、調整池の整備というのを進めていくということで、全体構想のほうでこういった流域全体の関係者が共同してやっていくという位置づけはもともとございますので、そうした中で、保々地区のほうもああいった記載が入ってきたというところでございます。こうしたところで総合的な治水対策を進めていくというところと、雨水排水対策につきましては、床上浸水の多い箇所などから優先順位をつけて迅速に進めていくといった記載をしております。

続きまして、10ページの下段、今回新たに位置づけをしました将来都市構造図につきまして、各拠点などを示しておりますけれども、前段の土地利用方針など、どの部分が該当するのかというのが少し分かりにくいのではないかといった御意見もありましたので、この適用の部分、赤字で書いてございますが、こちらのほう、今回、より分かりやすいようにということで、摘要を追記しております。

続きまして、11ページ、ここからが立地適正化計画でございます。

11ページの下段、第3章、立地適正化計画における基本的な方針の3-2目指すべき将来都市構造のところで、都市計画マスタープラン全体構想の将来都市構造図と整合を図るとともに、図を見やすくするなど、将来都市構造イメージの更新をしております。

続きまして、ちょっと飛びますが、15ページを御覧ください。

こちら、第6章の誘導施策といったところで、これまで方向性を示すにとどめておりました交通ネットワークに関しまして、今回、施策として位置づけをしております。また、

この主な事業のところになりますが、図書館複合施設を地と交流の拠点施設整備事業というふうに更新するなど、主な事業など、こういったところを時点更新している部分でございます。

続きまして、16ページを御覧ください。

交通ネットワークに関して、施策として位置づけたというところですけれども、今回ちょっと北勢バイパスの整備状況が変わってきたというところもございますので、ちょっと県からの指摘もございまして、少し記載の見直しを、中段あたり、しております。

続きまして、17ページになります。

こちらの2段目、7-2災害リスクになりますけれども、災害ハザード情報の更新がされたというところもございましたので、この辺り、整合を図るために見直しをさせていただいたというところと、一番下になります、市民の皆様、説明会に回る中で関心のございましたため池について、ハザードの情報というものを今回追加をしております。

ため池につきましては、次の18ページの下段の図の中で、右下のほうに、ため池の図ということで、今回追加をしております。こちらはあくまで参考ということで載せさせていただいたというものになります。

続きまして、19ページになります。

7-4、防災まちづくりの取組方針の（1）防災まちづくりの取組方針というところで、災害リスク低減のハード対策とソフト対策、もともとちょっと逆の順番で書いておったんですけども、まずはハードをしていきながら、そこで対応し切れないものについてはソフト対策ということで、そっちのほうが分かりやすいのではないかという御意見もいただきましたので、順番を見直しております。また、県からの要請も踏まえまして、砂防事業に関する記載を今回追記したというところでございます。

続いて、20ページを御覧ください。

（3）誘導区域の考え方におきまして、5段落目になります。もともとここは、赤字の部分に大規模な雨とかそういったものは事前予測ができる可能性が高いというような記載をしておったんですけども、それだと何か安易に捉えられてしまう部分もあるかなというところもございましたので、意見をいただいた中で、テクノロジーの進化といったところ、観測データの充実やA.I.も活用した気象予報精度の向上が図られていることなどを踏まえてというふうな記載に見直しをしております。

また、この下の赤い部分になりますけれども、中心市街地ばかり投資がされているので

は、との御意見もいただいた中で、中心市街地に誘導していく、投資をしていく必要性といいますか、妥当性といったところの記載を今回改めて入れさせていただいたというところです。

続いて、21ページになります。

こちら、具体的な取組ということで、先ほど申し上げたリスクの低減のハード・ソフトの順番を入れ替えるとともに、砂防事業に関する記載なんかをこちらの取組のほうにも追記をしたというところでございます。

主な見直し箇所についての説明は以上となります。

それでは、A4の、もともと見ていただいている冊子のほうに戻っていただきまして、こちら、また3ページからマスタープランの本編、29ページから立地適正化計画の本編がございますので、また併せて見ていただければと思います。

それで、最終の105ページを御覧ください。

こちら、6)の今後のスケジュールということで記載をしております。先ほども申し上げましたけれども、この都市計画審議会の後、12月11日から、市議会の都市・環境常任委員会のほうでお示しをまたさせていただいた上で、12月12日から来年1月9日までパブリックコメントを実施してまいります。そこで出た意見を踏まえまして最終案を作成し、マスタープラン全体構想につきましては令和8年2月議会の議決、立地適正化計画については、都市計画審議会にて意見聴取を行いまして、令和8年3月の改定を予定しております。

四日市市都市計画マスタープラン全体構想及び四日市市立地適正化計画の見直しについての説明は以上となります。

【事務局】

続きまして、四日市市都市計画マスタープラン地域・地区別構想の進捗状況について報告させていただきます。

本件は、令和4年度第62回四日市市都市計画審議会において、委員より、四日市市都市計画マスタープラン地域・地区別構想の進捗状況の報告に関する御意見をいただき、昨年度に引き続き、令和6年度末までの進捗状況について報告をいたします。

お手元の資料、報告事項②四日市市都市計画マスタープラン地域・地区別構想の進捗状況について、こちら表紙をめくっていただき、19分の1ページを御覧ください。

先ほど第134号議案で御説明をいたしましたが、地域・地区別構想は、おおむね10

年間の地区ごとの土地利用や都市施設の計画を示したものとなっております。

下段の取組状況を御覧ください。

市内における地域・地区別構想等の取組状況ですが、現在 21 地区から地区まちづくり構想が市に提案され、これを基に策定する都市計画マスタープラン地域・地区別構想は 19 地区で策定済みで、本日の第 134 号議案の保々は 20 地区目となります。未策定の地区につきましては、順次策定を進めてまいります。

続きまして、各地区における地域・地区別構想の進捗状況、今後の対応について報告いたします。19 分の 2 ページを御覧ください。A3 の資料となります。

こちらのページ以降では、地域・地区別構想の策定順で 19 地区ごとに主な取組の内容及び実施状況について整理しております。表の横軸は、左側より地区の名称、告示日、「地域・地区別構想」における地域整備の主な取組の項目及び概要を明記し、その右側の着色部には地域整備の実施状況を明記しております。地域整備の実施状況におきましては、未実施を緑、実施中を赤、実施済みを黒の文字にて整理しております。右側の欄は実施内容や今後の対応などを記載しており、昨年度からの事業進捗に伴い、記載内容を修正した箇所は青字で下線を引いております。今回の報告では、昨年度から事業進捗のあった取組内容の中で、代表的な事例を 3 件御説明させていただきます。

1 つ目、鉄道駅周辺整備に関する取組について、19 分の 4 ページ、楠地区を御覧ください。

項目欄の下から 3 番目の「まちの拠点における利便性等の向上」、概要欄の 1) 駅周辺整備につきましては、右側、実施内容欄に記載のとおり、令和 5 年度から北楠駅前の駐輪場整備工事に着手し、令和 7 年 3 月末に完成しました。

次に、19 分の 7 ページを御覧ください。

こちらは海蔵地区になります。項目欄の上から 3 番目、「公共交通の利便性向上と利用促進」、3) 阿倉川駅前広場の整備につきまして、こちらも右側実施内容欄に記載のとおり、令和 6 年度から駅前広場整備工事に着手し、令和 7 年 7 月末に完成し、供用を開始しています。現在は、近鉄湯の山線の高角駅や J R 関西本線の南四日市駅の周辺環境整備の協議を進めており、引き続き、誰もが利用しやすい環境の構築に取り組んでまいります。

2 つ目の取組といったしまして、東海道整備に関する取組につきまして、19 分の 6 ページ、羽津地区を御覧ください。

項目欄一番下の「東海道の歴史と文化を生かしたまちづくり」、概要欄の 1) 東海道沿

道の歩きやすい空間づくりについて、実施内容欄に記載のとおり、令和6年度から米洗川から上海老茂福線区間の測量設計に着手しており、今年度に歩行空間の整備工事を実施する予定となっております。なお、東海道沿道における歩行空間の整備工事につきましては、橋北地区、富田地区、内部地区においても今年度実施してまいります。

3つ目、空き家活用に関する取組について、19分の9ページ、八郷地区を御覧ください。

項目欄の上から2番目の「住みやすい環境づくり」、概要欄2) 空き家の活用や対策につきまして、右側実施内容欄に記載のとおり、令和6年度から新たな空き家関連補助金として、空き家流通促進補助金、空き家取得活用補助金、市街化調整区域における空き家賃貸活用補助金の運用を開始しました。これらの補助金は、市内各地区でも御活用いただけます。

このように、地域・地区別構想を策定済みの地区では、社会情勢の変化や地域との協議が整わないことから、事業の実施に至っていないものもありますが、さきに述べましたような各地区で多くの事業に取り組んでいる状況でございます。

今後は、地域・地区別構想策定後10年を経過した地区を中心に、地域・地区別構想の取組を地区と共有し、実施に至っていない取組についてはその要因や課題を検証し、地区に対して説明させていただくとともに、社会情勢や土地利用の変化、地区住民の意向も踏まえ、地区との協議に順次努めたいと考えております。

四日市市都市計画マスタープラン地域・地区別構想の進捗状況についての報告は以上です。

【会長】

それでは、報告事項2件、一括で御説明をいただきました。

それぞれにつきまして、御意見があれば、挙手して発言をお願いいたします。

【F委員】

地域・地区別構想の19分の6ページ、下から2番目の東海道の整備のところですけれども、今の説明で、米洗川のところから東海道整備をしていくということなのですが、地域の思いとずれた整備をしているんじゃないかなと感じるところがあるんですね。例えば、東海道やと、側溝を埋めて歩車分離のカラー舗装を行うだけではなくて、例えば八田の車検場の米洗川の橋のところ、ここがかまぼこ形になっていて、見通しが悪いにもかかわらず歩車分離はされてない。だから、車が来て、歩行者が歩いて渡るときにすごく危険

であるという指摘があるにもかかわらず、そこには触れられてないんですね。地域・地区別構想の中で、せっかく、そのような課題が指摘されているのであれば、そういうところをしっかりと地域と議論をして、そこはどうしたらできるのかという課題を解決できるようにしていくべきだと思うんですが、今の報告だとそういうところが見受けられないんですけども、今後、そういうところに対しての検討というのはやっていく意思があるのかどうか確認をしたいんですが。

【事務局】

その辺りの情報について、私どもはまだ聞いておりませんでしたので、改めて事業課に伝えて、できるのかできないのか、今お答えできませんけども、確認をして対応のほうを考えたいと思います。

【F委員】

各地区、せっかくそういう強い思いがあって地域・地区別構想を作成されたと思うので、その辺はしっかりと行政として目を背けずに対応していただきたいというのと、もう1点が、一般質問でも何度も取り上げているような近鉄霞ヶ浦駅の西口のことでも、地区まちづくり構想には上げているにもかかわらず、地域・地区別構想には載ってないんですね。ここにそれは載ってこないと、そういうのもありますので、もう一度洗い直しが必要なところも出てくるのかなと思うので、課題の1つとして、意見として聞いておいていただければなと。

【会長】

それについては事務局のほう、きちんと対応できるようお願いいたします。他に質問はありますか。

【A委員】

19分の13ページ、それから、同様なところで15ページにも関連してくるんですけども、空き家の関連補助金のところになります。水沢や小山田で検討を進めてもらっているんですけども、先般も話をした中で、要は活用実績がゼロというような認識をしています。この場なんで、これ以上深い議論は別の機会にしたいとは思っていますが、活用状況ゼロというのを受けての市の考え方だけちょっときちんと確認をしておきたいなど、今後どうしていくかというところ。それ以上の議論はするつもりはないので、取りあえず見解を聞かせてください。

【事務局】

この件につきましては、令和6年度に補助制度を作つて運用してございますが、やはり当初設定した補助額に比べて、実態としまして、やっぱり境界確認とか、当初想定以外のいろんな調査が要るということも現場からお聞きしてございますので、今の補助金額ではちょっと厳しいのかなというふうなことを私どもも考えてございますので、やはりちょっと増額していくべきかなというふうな考えは持つてございます。

【A委員】

ありがとうございます。前向きな見解を聞かせていただいたので、ここから先は、改めて2月議会の一般質問でやりたいと思います。

【会長】

ありがとうございました。ほかに何か御質問がありましたらお願いをいたします。

【C委員】

いろんなところにブロック塀から生け垣への転換と書いてあって、補助金があるから実施中と書いてあるんですけども、実際どのぐらい転換されているんですか。

【事務局】

ブロック塀の実績につきましては、累計になりますが、開始年度が今すぐちょっと御用意できないんですけども、令和6年度末までの実績として795件の実績があるということは把握しております。開始年度を早急に確認して、改めて御報告させてもらいます。

【C委員】

開始年度って、大阪北部地震のときですね。

【事務局】

平成30年くらいかと思います。

【C委員】

開始年度はいいです、調べなくて。それで、実際そのブロック塀が廃止されたところは生け垣になっているのですか。

【事務局】

ブロック塀の補助金というところ、まず、ブロック塀の撤去費補助制度というのは、撤去すれば補助が出るというところになりますので、必ずしもブロック塀を撤去した後、生け垣に変わっているというわけではないです。

【C委員】

このいろんな地区の構想でブロック塀から生け垣に転換と書いてあり、実施状況は実施中と書いてあるので、実際にブロック塀が生け垣に転換しているのですかという質問です。

【会長】

795件の実績のうち、生け垣にはどれぐらいになっているのか把握できていますかということだよね。

【C委員】

そうですね、生け垣のこの補助金の実績がどのぐらいあるのか。

【事務局】

生け垣設置の助成金交付制度というところで、実績が、もともとブロック塀があったところから生け垣に変わったというところの件数というのは持ち合わせておりません。

【C委員】

正直、ブロック塀から生け垣に変わったなと思ったことってあまりないので、実施中と書いてあるけれども、多分実施されてないんだなという印象を受けています。

【事務局】

ブロック塀の撤去補助金というのは、先ほどもちょっと話がありましたけれども、大阪の地震でブロック塀が倒れたというところで、道路に面しているブロック塀の撤去というところで補助金があるという、それとは別の観点で生け垣を設置していこうという。それは、ブロック塀の撤去にもつながっていくというところはあるんですけども、別々の補助金で、別軸でやっているようなところになります。

【C委員】

補助金が別々なのは分かっていて、ただ、多くの地区で、ブロック塀から生け垣への転換と書いてあるのですが、もういいです。

あと、海蔵地区、19分の7ページ、下から5行目、「公園などの維持管理と利用促進」、1) 垂坂公園・羽津山緑地へつながる市道羽津山線について、公園利用者のための適切な維持管理」と書いてあって、昨日の羽津地区の会議でも出ていたんですけども、羽津地区側から公園に行くと、結構な交通量があるのに歩道がないという話がありました。この維持管理というのは、これは歩道の話ではなくて、道が壊れないように管理するという、そういう意味なんですか。

【事務局】

これは、歩道整備ということではなく、現道の維持管理になりますが、委員ご指摘のような歩道の安全対策という部分は地区からお声をいただいておりますので、現在、道路部局と一緒にになって地区のほうに御説明に上がっておるというところでございます。

【C委員】

分かりました。ありがとうございます。

【会長】

ほかに何か御質問がありましたらお願ひします。

【L委員】

現在、19地区で地域・地区別構想が策定され、地区まちづくり構想を策定し、地域・地区別構想が策定されていない地区が2地区あるとのことです。地域・地区別構想を未策定の地区は、遅れている理由とかありますか。地区によっては、何か問題があつて出せないのか、そういう状況をちょっとお伺いしたいのですが。

【事務局】

19分の1ページの地区まちづくり構想の策定済みが今21地区ということで、残りの地区については、四郷地区、富洲原地区、中部ブロックという3地区になってまいります。中部ブロックは、センターで言えば中部地区市民センターの管轄の地区というところになってまいります。

それぞれの地区に対して、地区まちづくり構想の策定に向けた協議というのは、これまでもさせていただいておるところではございますが、それぞれ地区、地域の特性に応じて、まだ着手しない、もしくはできない等々の様々な理由があり、加えて、地域によっては連合自治会単位で分かれたり、地域の特性というのがございますので、地区単位のまちづくりを進めていくうという段階には至っていないというか、行政と地域の皆さんとの協議が整っていないというところで、3地域については、まだ未策定という形になっております。

【J委員】

中部地区市民センター管内には共同、同和、中央、港、浜田の5つの連合体があります。浜田地区には約6,900世帯、かたや同和地区は約300世帯というような小さな連合自治会の中で5つの連合体が成り立っているという形で、今現在は中部地区社会づくり推進会議という会議体があります。

地区まちづくり構想はどうなんですかと言うと、全然話にならない。そこすらもういかないわけですよ。もう、それなりほったらかしというか、それで10年ぐらい進んでいるかな。たしか私が連合になったときにそういう話が出てきて、そんなの、中部地区市民センター管内の中部ブロックだけでできるわけないじゃないか、全然格差があり過ぎてできないというのが実態で、同じような会議体をつくっても意味がない。それと、中心市街地で何を構想していくのかと。手をつけても地域のまちづくりが通るのかと。今まで、50年前にもあったような話が、いまだ何ら解決されてない。50年たって解決されていないものが、まちづくり構想というかそういったものが出てきてできるわけないじゃないかというので物別れになっているというのが実態です。

【A委員】

四郷地区については、四郷地区連合自治会の下に連合が3つ分かれています。 笥川連合、高花平小林町連合、旧四郷連合で、それぞれ3つの連合がなかなかやっぱり1つにまとまって共通の地域課題というのを見つけ出すことが難しいと。

3連合の中で議論は少しずつ始まっていて、 笥川においては、旧 笥川西小学校の課題もある中で議論をしていると。 旧四郷地区についても議論していて、高花平小林町は別の委員の方が詳しいですが、やっぱり一本の連合の中でまとまっているところと、1つの連合の中でさらに連合が分かれているところの違いとその難しさというのはやっぱり地区、地区であるのかなというふうには思っています。

今、それでも議論は進みつつあるので、なるべく早くということは、私も後ろから背中を押すような感じで関わらせていただいておるというのが現状です。

【F委員】

富洲原も全く一緒の状態だと思うんですね。 富洲原も3つの連合、松原、一色、天力須賀と。 その3つの連合が順番で連合会長が代わっていると思います。 それで、富洲原の連合会長というのがいるので、それぞれの地域の課題が違う以上、その課題に対してどう取り組むのかがなかなかまとまらない、みんな同じだと思うんですね。 そこが取り残されている。 だけど、行政として、手をこまねいておってはいかんと思うんですよ。 それをちゃんとコーディネートしていかんと前に進まないとと思うので、 その垣根をどうやって取り払うのかは、ちゃんと行政主導でやっていってほしいなと思います。

【会長】

ありがとうございました。 一応何かありますか。

【L委員】

おっしゃるとおり、取り残されているというか、進まない理由が何かあるのじゃないかなというのをすごく感じたんですね。そこで、今何か皆さんおっしゃったようないろいろな課題が出てくるので、市としては、やっぱりそのまま放っておいたら進まないので、市として何か支援、地区が幾つか分かれているんだったら、そこをもう分けて考えるとか、それか、その意見をちゃんと市がまとめてあげて策定するとか、何かやっぱり支援が必要だから取り残されているのではないかなというふうに単純に思ったので、そこをもう少し市のほうでやっていただけるといいかなと思いました。

【事務局】

御意見ありがとうございます。例えば、四郷地区では、先ほど委員がおっしゃられましたように3つの連合に分かれていますけども、笹川と、それから旧四郷という形で、できるところから、実は着手しております。また、まちづくり条例の中でも、小学校区単位でもつくれるということにはなってございますので、その辺、改めてちょっとアナウンスしながら対応してまいりたいと、このように考えてございます。よろしくお願いします。

【会長】

ありがとうございました。いろいろな手法もあるということなんで、地区別、同じ地区の中でも小学校区だとか、地域によって課題も違うでしょうし、対応方法は市と協議しながら、また地区のほうでも支援をしながら、再度進めていけるよう努力していただければと思います。どうもありがとうございました。

【事務局】

最後、web出席の委員よりチャットで御意見のほうをいただきしておりますので、紹介させていただきます。特に全体構想の内容等の意見はないということで、地域・地区別構想につきまして、位置づけ、策定方法などの説明というのがもうちょっと明確に書かれてもいいと感じましたというところと、また、毎年進捗状況を確認することになったので、それもきちんと記載してもいいと思います、という御意見をいただいております。

【会長】

ありがとうございました。それも貴重な意見だと思いますので、今後もやはり、3年ぐらい前からこれはきちんと進捗状況を把握し、また、今後の計画にも生かしていくということになっておりますので、作業的には非常にハードになってきていくと思いますが、今後、よりよいまちづくりのために努めていただきたいというふうに思います。

それでは、報告事項について、御意見がなければ、以上ということになります。よろしいでしょうか。本日の都市計画審議会の議事に関してはこれで終了とさせていただきます。事務局にお返ししますので、何かあればお願ひします。

【事務局】

本日は、長時間にわたりまして熱心な御審議を賜り、ありがとうございました。

次回は、都市計画審議会、年明けの1月下旬頃を予定してございます。場合によっては2月上旬に入るかもわかりませんが、早速本日から、来ていただいた方の日程調整を入れていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、これにて閉会とさせていただきます。本日は大変ありがとうございました。

—— 了 ——